

2. 統計編

(1) 停電原因分類は、次のとおりである。

・ 事故停電

電気事業用電気工作物（引込線を除く。）の故障、損傷又は他事故の波及等により、一般需要家に停電が生じた場合をいう。

ただし、電路が自動的に再閉路されることにより、電気の供給の停止が終了した場合を除く。

・ 作業停電

電気工作物の建設、改善、維持のために計画的に電気の供給を停止した場合をいう。

(2) 電源側には、発電所、変電所、送電線及び特別高圧配電線路に係わるものを記載している。

(3) 低圧配電線路には、引込線は含めていない。

(4) 事故停電において、事故停電が2区分以上にまたがり、同一原因により、かつ同時に生じた場合は、上位の区分に含めて記載している。

(5) 作業停電において、作業停電を2区分以上にまたがり、同時に行ったものは、上位の区分に含めて記載している。

(6) 1 需要家当たり年間停電回数(回)及び年間停電時間(分)は、下式により算出している。

$$\text{回数(回)} = \frac{\text{停電低圧電灯需要家口数}}{\text{期首低圧電灯需要家口数}}$$

$$\text{時間(分)} = \frac{\text{停電時間(分)} \times \text{停電低圧電灯需要家口数}}{\text{期首低圧電灯需要家口数}}$$

なお、「停電時間(分) × 停電低圧電灯需要家口数」については、切替操作等による停電区間の変更の場合には、これらを累積したものである。